

無線 LAN 等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会（第 8 回）
議事要旨

1. 日時

令和 4 年 12 月 7 日（水）14:00～16:00

2. 場所

Web 会議

3. 出席者（敬称略）

（1）構成員

高田座長、前原座長代理、梅比良構成員、関口構成員、永井構成員、
新井構成員（シャープ）、城田構成員（クアルコム）、
醍醐構成員（リコー）、成瀬構成員（バッファロー）

（2）オブザーバー

登録証明機関：

テレコムエンジニアリングセンター、ディーエスピーリサーチ、
テュフ ラインランド ジャパン、UL Japan

関係府省：

内閣府規制改革推進室

（3）事務局（総務省）

豊嶋電波部長

内藤電波環境課長、瀬田電波環境推進官

臼田認証推進室長、斉藤課長補佐

4. 議事

（1）開会

（2）議事

- ・ 前回議事要旨について
- ・ 登録証明機関ヒアリング
- ・ メーカーヒアリング
- ・ 2.4GHz 帯無線 LAN 等の欧米基準試験データ活用ガイドラインの策定等に関する論点整理と項目案

（3）閉会

5. 議事の経過

(1) 前回議事要旨の確認

事務局から、第7回検討会議事要旨についての説明が行われた。

(2) 登録証明機関ヒアリング

事務局から、登録証明機関ヒアリングの結果について説明が行われた。

構成員より質問はなかった。

(3) メーカーヒアリング

株式会社リコーからヒアリングを行い、その後事務局から総務省の見解について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

・製品への説明の記載方法については、登録証明機関も判断に迷うのだろう。登録証明機関からの質問を受け付けるシステムはあるのか。

(事務局からの回答) 申込者側の不明点は、申込時に登録証明機関に確認するものだと考えている。他方で、登録証明機関が解釈に悩む場合は随時総務省に問い合わせをいただき対応している。

・登録証明機関と解釈に齟齬があった際にメーカーから総務省に相談するルートがあれば良いのではないか。

・最終的に製品を使用する顧客がどのように表示を読み取るかも考慮していただきたい。

・製品に表示すべき文章が長く、製品に表示する場所がない場合には製品マニュアルへの表示が認められるはずだが、そのように判断することが困難である。他国の認証マークを削除することで日本の文章を表示できる場合には、「製品に表示する場所がない」と判断することは出来ないほとんどの登録証明機関から説明を受ける。

(事務局からの回答) 現行の規定では表示を付すことが困難又は不合理である場合は、取扱説明書及び包装に付すことができるとされている。したがって、不合理の判断がポイントになると考えている。例えば他国の認証マークを削除することが困難又は不合理であるか判断いただければよいのではないか。なお、日本国内の流通のみを考慮すると他国の認証マークは必須ではないため、登録証明機関の判断は妥当であると考え。

(4) 2.4GHz 帯無線 LAN 等の欧米基準試験データ活用ガイドラインの策定等に関する論点整理と項目案

事務局から、2.4GHz 帯無線 LAN 等の欧米基準試験データ活用ガイドラインの策定等に関する論点整理と項目案について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・「2.4GHz 帯無線 LAN 等の欧米基準試験データ活用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）と「基準認証制度マニュアル」（以下、「マニュアル」という）の両方を作成する必要性は何か。

（事務局からの回答）第 7 回検討会においてガイドラインの策定とマニュアルの現行化を図ることが合意された。また、ガイドラインは主に登録証明機関向けに、マニュアルは主に一般のメーカー向けに作成する。

- ・登録証明機関やメーカーが相互にガイドラインやマニュアルを参照することで、解釈の齟齬が生じる可能性が下がるのではないかと。可能な限りどちらの資料にオープンにしていきたい。

（事務局からの回答）これまで非公表とされてきた資料については、登録証明機関協議会と意見交換したうえで、内容を吟味してガイドラインやマニュアルに掲載したい。

- ・「2.4GHz 帯無線 LAN 等の欧米基準試験データ活用ガイドライン」の項目案に「測定器の較正に係る要件」と「試験方法に係る要件」が含まれている。欧米基準試験データが TCB や NB といった欧米の認定機関により測定器の較正や試験方法の審査を受けている場合には、二重に審査をすることになり、二度手間ではないかと。

（オブザーバーからの回答）測定器の較正や試験方法は各国で異なり、日本の認証を取得するには日本の基準を満たすか確認する必要があると考える。

(5) その他

事務局から、欧米の認証機関の公平性確保に関する規定について説明が行われた。主な意見の概要は以下のとおり。

- ・専門の第三者が電波利用に関するコンサルティングを行うことは問題ないが、登録証明機関が行うことは中立性の観点で問題があるということか。

（事務局からの回答）ご認識のとおりである。

(6) その他

事務局より、第 9 回および第 10 回検討会の開催日程に関する連絡があった。

（以上）